

社団法人 淡路青年会議所定款

昭和50年4月 制定
昭和52年1月 改訂
昭和54年2月 改訂
平成4年12月 改訂
平成15年4月 改訂

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人淡路青年会議所という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を洲本市下加茂1丁目1番86号に置く。

(目的)

第3条 この法人の目的は、次のとおりとする。

- (1) 経済、社会、文化等に関する諸問題を調査研究し、経済諸団体と協力して日本経済の正しい発展を図ること。
- (2) 指導者訓練を基調とした修練、社会奉仕及び会員相互の連携を図ること。
- (3) 日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、国際的理説及び親善を助長し、かつ、相互信頼を増進し、世界経済の発展に寄与すること。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 産業、経済、文化等に関する調査研究並びにその改善及び発達に関する研究及び実施。
- (2) 会員の個人的修練及び相互の親睦に資する行事の開催。
- (3) 社会奉仕事業及び青少年問題に関する事業。
- (4) 国際青年会議所、日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所並びにその他の諸団体との提携。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

第5条 この法人は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。
2. この法人は、これを特定の政党又は宗教のために利用しない。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 原則として淡路島に住居又は勤務先を有する年齢20歳以上40歳未満の品格ある青年で、この法人の目的に賛同して入会したもの。ただし、年度内に年齢40歳に達するときは、その年度内は正会員の資格を有する。
- (2) 特別会員 正会員であった者で制限年齢に達したもの。
- (3) 名誉会員 この法人に功勞のあった者で理事会の決議により推薦されたもの。

(会 費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 年度の途中で入会した正会員の会費は、1月1日から6月30日までに入会した者にあっては全額、7月1日から12月31日までに入会した者にあっては半額とする。

(入 会)

第8条 正会員になろうとする者は、正会員3人の推薦を受け、入会申込に総会において別に定める入会金を添えて、これを理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第9条 会員は退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

2. 会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 会費を納入期限超過後6箇月以上納入しないとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(提出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の提出金品は返還しない。

定款・諸規定

第3章 役 員

(種別及び選任)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 4人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 (理事長、副理事長、及び専務理事を含む)
16人以上20人以内

- (5) 監事 2人

2. 役員は総会において選任する。

3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第13条 理事長はこの法人を代表し、会務を統括する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 専務理事は、会務を掌握し、事務局を統括する。
4. 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。
5. 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任 期)

第14条 役員の任期は1年とする。ただし、補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は先任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。

3. 役員は、辞任した場合、又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

第4章 会議

(種別)

第16条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とし、理事会は定例理事会及び臨時理事会とする。

(構成)

第17条 総会は正会員をもって構成する。

2. 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) 規則および規定の制定、変更及び廃止

(4) その他、この法人の運営に関する重要な事項

2. 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第19条 通常総会は毎年1月及び12月に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は総会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3. 定例理事会は毎月1回開催し、臨時理事会は理事長が必要と認めたとき、又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

第20条 会議は、理事長が招集する。

2. 総会を招集するには、会員に対し会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において出席会員のなかから選任する。

2. 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 会議は総会においては会員、理事会においては理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

2. 理事会の議事は出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員、又は理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数、又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した会員又は理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(例会)

第26条 この法人は総会において定める例会を毎月開催する。

定款
・
諸規定

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第28条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第29条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第30条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は年度終了1箇月以内に、その年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は総会において総会員の4分の3以上の同意を得、兵庫

県知事の認可を得なければ変更することができない。
(解散及び残余財産の処分)

第33条 この法人が総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
2. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、兵庫県知事の認可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄付するものとする。

第7章 雜 則

(委 任)

第34条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

社団法人 淡路青年会議所運営規定

| | |
|----------|-----|
| 昭和50年12月 | 制 定 |
| 昭和52年12月 | 改 訂 |
| 昭和53年 1月 | 改 訂 |
| 昭和55年12月 | 改 訂 |
| 昭和56年12月 | 改 訂 |
| 昭和57年12月 | 改 訂 |
| 昭和61年12月 | 改 訂 |
| 昭和62年12月 | 改 訂 |
| 平成 1年12月 | 改 訂 |
| 平成 2年 8月 | 改 訂 |
| 平成 4年 8月 | 改 訂 |
| 平成12年12月 | 改 訂 |
| 平成13年12月 | 改 訂 |

定款・諸規定

1. 委員会に関する事項

本会議所は、定款第3条に基づく目的達成のため必要な委員会等を次の通り設置する事が出来る。但し必要により理事会の議決を経て委員会編成及び機能の変更ができる。

- (1) 理事長公室
 - イ、理事長の秘書的業務及び専務理事の補佐
 - ロ、一般庶務事項
 - ハ、財務に関する処理事項
 - ニ、涉外業務全般に関する事項
 - ホ、理事会の設営及び議事録作成に関する事項
 - ヘ、三役会の設営
 - ト、事務局全般にわたる業務及び管理に関する事項
 - チ、通信案内簿及び諸記録の整理に関する事項
- (2) 総務委員会
 - イ、総合資料等の資料作成に関する事項
 - ロ、会員名簿等の資料作成に関する事項
 - ハ、財産関係及び会費徴収に関する事項
 - ニ、定款、諸規定に関する事項
 - ホ、公式訪問役員懇談会の設営に関する事項
- (3) 例会委員会
 - イ、例会の設営、企画・運営に関する事項
 - ロ、出席及びアテンダנסに関する事項
- (4) 広報委員会
 - イ、広報活動に関する事項
 - ロ、情報、公聴に関する事項
- (5) 会員委員会
 - イ、会員交流事業に関する事項
 - ロ、会員、家族相互の親睦に関する事項
 - イ、会員拡大に関する事項
- (6) 指導力開発委員会
 - イ、会員育成のための研修に関する事項
 - ロ、その他研修に関する事項
- (7) 社会開発委員会

- 地域社会の開発に関する事項
- (8) 青少年育成委員会
イ、青少年教育に関する事項
ロ、青少年を対象とした交流事業に関する事項
- (9) 環境問題委員会
環境問題に関する事項
- (10) その他
2. 例会に関する事項
- (1) 定款第26条の例会は特別の場合を除き毎月第2水曜日、午後6時30分に開会し9時に閉会する。但し、その日が休日にあたる場合はその翌日とする。
本会議所の公務出張及び公務傷病の場合の欠席は出席とみなす。また、肉親の慶弔の場合の欠席は出席と認め、特に理事長が認めた場合に出席した場合は例会出席を補償する。
- (2) 例会においては青年会議所活動についての報告や意見が述べられ、その調整検討等が行われる。
- (3) 例会に出席する場合は品位ある服装をし、必ず所定のバッジを着用しなければならない。
3. 会費、入会金に関する事項
- (1) 入会金 正会員 金 50,000円
(2) 会費 正会員 年額 160,000円
特別会員 終身 30,000円
(3) 会費は1月及び7月に納入する。
4. 出席に関する事項
- (1) 会員は例会、総会はじめ各種の会議及び事業に出席する義務を負う。
- (2) 例会を欠席した会員は理事長の指示するアテンダンスに出席する。
5. 管理に関する事項
- (1) 理事長は、事業年度毎、翌年1月に開かれる定時総会の会日の1週間前迄に前事業年度における次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。
イ、事業報告
ロ、貸借対照表
ハ、収支決算書
ニ、財産目録
ホ、正味財産増減計算書
- (2) 監事は前項の規定により書類の送付を受けたときは、その定時総会の前日までに意見書を理事長に提出しなければならない。
- (3) 理事長は前項の監事の意見を添えて定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。
- (4) 理事長は毎事業年度、前記定時総会の1週間前迄に前項の書類を事務局に備えておかなければならぬ。
- (5) 理事長は会員が前項の書類の閲覧を求めた時は、正当な理由がなくてこれを拒んではならない。
- (6) 理事長は毎事業年度終了後、遅滞なく前項の書類を地区担当理事を経て日本青年会議所会頭に提出しなければならない。
6. 理事会に関する事項
- (1) 理事会は理事、理事以外の役員及び監事で構成する。
- (2) 定例理事会は毎月第1水曜日、午後7時に開会、9時30分に閉会する。
- その日が休日にあたる場合は、その翌日とする。
- (3) 定款に定めるものの他、次の事項は理事会の決議を経なければならぬ。
イ、総会に提案すべきこと
ロ、会員の加入の諾否
ハ、委員会の決議の承認
ニ、寄付金、募金及び受託事業に関すること
ホ、諸規定の設定、変更及び廃止
ヘ、その他、本会議所運営に関する重要な事項
- (4) 理事会への提案事項は、できる限り、あらかじめ通知をしておかなければならぬ。
- (5) 理事会の理事は、その経過及び決議を議事録に記載し、議長の指名する議事録承認者が署名した上、事務局に備付しておかなければならぬ。
- (6) 日本JC関係の役員、委員は、理事会に出席し関係事項につき意見を述べることが出来る。但し、議決権は有しないものとする。
- (7) 委員長を兼ねる理事が欠席の時は当該委員会の副委員長が出席し当該委員会に関する事項について意見を述べることが出来る。但し、議決権を有しないものとする。
- (8) 理事会の設営は事務局が行う。

7. 顧問制度に関する事項

- (1) 本会議所には法制顧問1名、特別顧問若干名を置くことができる。
- (2) 法制顧問は理事長を補佐し運営に関する法約事項につき意見を述べる。
- (3) 特別顧問は経験を生かし、運営に関し必要な意見を述べる。
- (4) 法制顧問及び特別顧問は、理事長の指名に基づき理事会の承認を要す。
- (5) 法制顧問及び特別顧問の任期は一年とする。

社団法人 淡路青年会議所庶務規定

昭和50年12月 制 定
昭和52年12月 改 訂
昭和58年 8月 改 訂
昭和60年12月 改 訂
昭和61年 8月 改 訂
平成 3年 8月 改 訂
平成11年 8月 改 訂

1. 事務局に関する事項

- (1) 事務局の統轄
 - イ、事務局には専務理事1名を置き、専務理事は事務局を統轄する。
 - ロ、専務理事は理事のうちより理事長が之を指名する。
 - ハ、事務局には専従事務局員を置く。
- (2) 事務局の文書保存
 - 事務局には下記の帳簿及び書類を備付けておかなければならぬ。
 - イ、財産目録
 - ロ、会員名簿 [民法第51条規定]
 - ハ、定 款
 - ニ、総会議事録
 - ホ、過去5ヶ年間の収支決算書
 - ヘ、過去5ヶ年間の事業計画及び事業報告書
 - ト、費目別の収入支出の明細、会費収入については会費個々の明細
 - チ、委員会ごとの予算、実績を対照する帳簿
 - リ、什器備品の明細
 - ヌ、支出の基礎となった証拠類
- (3) 事務局員服務規定
 - イ、本会議所の職員は理事会の承認を得て採用される。
 - ロ、職員は本会議所の目的遂行のため次の各項を守らねばならない。
 - ① 諸規則を遵守して誠実・勤勉に職務を執行し、その責任を尽くさねばならない。
 - ② 相互の人格を尊重し正しい秩序とよい風紀を守らねばならない。
 - ③ 会員その他に対し懇切丁寧を旨とし、偏狭な行為のないように務めねばならない。
 - ④ みだりに本会議所、ならびに会員の機密を他に漏洩してはならない。
 - ハ、就業時間は次の通りとする。
 - ① 午前10時より午後4時まで、但し、例会・理事会日は別とする。
 - ② 休憩時間は12時30分より1時間とする。
 - ニ、欠勤又は遅刻・早退する時は事前に専務理事に届け出なければならない。
 - ホ、就業時間中、外出するときは専務理事の許可を得て、その所在を明らかにしておかねばならない。
 - ヘ、専務理事は、業務の必要上、時間外勤務を命ずることができる。
 - ト、大会、その他行事の必要上、休日出勤を命ぜられた場合は専務

理事に申し出て代休をとることができる。
チ、休日には次の通りとする。

- ① 土・日曜日、祝祭日
- ② 年末年始・12月29日より1月4日迄
- ③ その他、理事会の決議による休日。

2. 旅費に関する事項

- (1) 会員の公用上の旅費は原則として会員の負担とする。但し、理事長が必要と認めたときは支給することができる。
- (2) 事務局員の出張旅費については必要に応じて別に考慮する。

3. 廉弔に関する事項

- (1) 会員の慶弔に関しては次の基準により慶弔慰金をおく。

| | |
|-----------------------|---------------|
| イ、正会員の結婚 | 10,000円 |
| ロ、正会員・特別会員の死亡 | 20,000円及び花輪一対 |
| ハ、正会員・特別会員の配偶者及び子供の死亡 | 10,000円及び花輪一対 |
| ニ、正会員・特別会員の両親の死亡 | 5,000円及び花輪一対 |
| ホ、正会員の見舞金 | 理事長の裁定による |
- (2) その他、会員に関しない特別な事項については理事長が決定する。



社団法人 淡路青年会議所資格規定

昭和50年12月 制 定
昭和52年12月 改 訂
昭和55年12月 改 訂
昭和56年12月 改 訂
昭和61年 8月 改 訂
昭和61年12月 改 訂
平成 3年 8月 改 訂
平成12年12月 改 訂

1. 正会員の加入審議に関する事項

- (1) 入会の申込みは在籍2年以上、前年度例会出席70%以上の会員3名の責任ある推薦により、所定の申込書に写真2枚を添えて、推薦者を通じ理事長に提出する。
- (2) 理事会は、会員拡大を担当する委員会より提出された入会申込書等の書類に基づき審議し、無記名投票により、出席理事の4分の3以上の賛成を得たものを準会員として承認する。
- (3) 準会員は、研修期間として理事長が指示する委員会に配属され、3ヶ月連続して例会に出席し、かつ配属された委員会又は、理事長がその都度指示する事業若しくは、委員会に6回以上出席しなければならない。
- (4) 研修期間を経た準会員は、理事会において無記名投票の4分の3以上の賛成を得たものを正会員として承認される。
- (5) 入会の申込は、2月から10月の期間とする。
- (6) 推薦者は、新会員について、2年間はその全責任を負うものとする。

2. 特別会員に関する事項

制限年齢に達した正会員の中で、青年会議所の目的に賛同する者は引き続き特別会員としての資格を有する。特別会員は、例会その他の会合に出席できる。

特別会員の退会については、正会員の退会に関する事項を準用する。

3. 休会に関する事項

長期休会を余儀なくされる時は、休会届を理事長に提出し、理事会がこれを承認する。但し、休会中といえども会費は全額納入する。

4. 理事に関する事項

理事は原則として在籍2年以上、前年度例会出席70%以上の正会員より選出する。

社団法人 淡路青年会議所役員選任に関する規定

昭和50年12月 制 定
昭和53年 1月 改 訂
昭和53年 8月 改 訂
昭和58年 6月 改 訂
昭和61年12月 改 訂
平成 1年 6月 改 訂
平成14年12月 改 訂

本会議所の役員選任は次の方法によって行う。

- (1) 原則として毎年7月に行う例会において、会員は無記名3名以内連記投票により、選考委員5名を選出し、これに理事長及び正会員理事長経験者が加わり、これらの委員によって真近の総会までに次年度の理事長1名及び監事2名及び理事7名を選出する。
- (2) 選考委員会で選出される次年度理事以外の次年度理事は次年度理事長が指名し、次年度役員は総会において承認をうけるものとする。
- (3) 上記の選考委員会選挙において、理事長、正会員理事長経験者及び年度内に制限年齢に達する正会員は被選挙権を有しない。又、入会後6ヶ月を経過していない会員は、選挙権及び被選挙権を有しない。
- (4) 選考委員選挙における選挙管理委員会は、年度内に制限年齢に達する正会員で組織し、その委員長は委員の互選とする。
- (5) 任期中、役員の欠損が生じたときは、正会員より理事会において選任し、総会において承認を受けるものとする。
- (6) 前年度理事長を直前理事長と称する。

定款
諸規定

社団法人 淡路青年会議所褒賞に関する規定

昭和50年12月 制 定
昭和53年1月 改 訂
昭和61年8月 改 訂
平成13年12月 改 訂

本会議所の褒賞は次のように行う。

- (1) 理事長は、褒賞委員会を設置する。
- (2) 本会議所の J C 運動の高揚に顕著な功績のあったものに、その名誉をたたえるために行う。
- (3) 褒賞委員会構成者は、理事長が指名し理事会で承認する。褒賞委員長は、理事長がこれに当たる。
- (4) 褒賞の判定は総務委員会が資格判定に必要な資料を褒賞委員会に提出し、褒賞委員会はこれに基づき決定し、理事長が褒賞を行う。
- (5) 褒賞の種類は次の通りとする。
 - イ、優秀会員（委員会）賞
 - ロ、出席奨励賞（例会100%出席者）
 - ハ、その他
- (6) 資格判定に必要な資料の内、出席に関する資料は点数制とする。

| | |
|----------------------------|-----------|
| イ、例会、総会、全員出席義務事業 | 1点 |
| ロ、委員会、委員会事業 | 0.5点 |
| ハ、日本 J C、近畿地区、兵庫ブロックの会議・事業 | 1点 |
| ニ、世界大会、アジア会議等、海外の会議 | 1点×日数 |
| ホ、他ロムの例会事業 | 1点 |
| ヘ、その他 | 理事長が定める点数 |

第3章 予 算

(目的)

第10条 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金との調整をはかけて構成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算の作成)

第11条 本会の事業計画と予算は、毎事業年度開始前に作成し、総会の承認を得て理事長が定める。

・前項の事業計画及び予算は、主務官庁に届け出なければならない。

(予算の執行者)

第12条 予算の執行者は理事長とする。

(予備費の計上)

第13条 予測しがたい支出に充てるため、相当額の予備費を計上することが出来る。

(予算の流用)

第14条 予算の執行にあたり理事長が特に必要と認めたときは、目相互間ににおいて資金を流用することが出来る。

(予備費の使用)

第15条 予備費を支出する必要があるときは、理事長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

(予算の補正)

第16条 予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算を作成して、総会の承認を得、主務官庁に届けなければならない。

第4章 出 納

(金銭の範囲)

第17条 この規定において、金銭とは、現金及び預貯金をいう。

・現金とは、通貨の他、隨時に通貨と引き換えることが出来る証書をいう。

・手形及び有価証券は金銭に準じて行う。

(出納責任者)

第18条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者をおくものとする。

・出納責任者は、会計責任者が任命する。

(金銭出納)

第19条 金銭を出納したときは、日々銀行に預入れ、支出に充ててはならない。

・領収書は出納責任者が発行し、事前に発行する場合は会計責任者の承認を得て行う。

・支払は、会計責任者の承認を得て行う。

(現金及び公印管理)

第20条 預金の名義人は理事長とする。

・出納に使用する印鑑は、会計責任者が保管し、捺印するものとする。

・金融機関との取引を開始しましたは廃止するときは理事長の承認を受けなければならない。

(手許現金)

第21条 出納責任者は、日々の現金支払に充てるため、必要最小限の手許現金を置くことが出来る。

(残高照合)

第22条 出納責任者は、現金残高を毎日出納簿の残高と照合しなければならない。

・預貯金については、6ヶ月に1回残高証明書の残高と帳簿残高を照合しなければならない。

・前2項の場合において、差額のあるときは、速やかに会計責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第5章 固 定 資 産

(定 義)

第23条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価額20万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

(取得価額)

第24条 固定資産の取得価額は、次による。

- (1) 購入に関わる者は、その購入価格及びその付帯費用
- (2) 建設に関わるものは、その建設に要した費用
- (3) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価額
- (4) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(固定資産の管理)

第25条 固定資産は、台帳を備え、その保全状況及び移動について記録し毀損、滅失のあった場合は会計責任者に報告しなければならない。

(登録及び担保)

第26条 不動産登録を必要とする固定資産は、登録し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならぬ。



第6章 物 品

(定 義)

第27条 物品とは、取得価額20万円未満の有形固定資産をいう。

(物品の管理)

第28条 物品管理のための台帳を備え、その管理は第25条を準用する。

第7章 決 算

(計算書類の作成)

第29条 本会は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書及び次の決算書類を作成し、総会の承認を得なければならない。

(1) 収支決算書(及び総括表)

(2) 正味財産増減計算書(及び総括表)

(3) 貸借対照表(及び総括表)

(4) 財産目録

(監査及び報告)

第30条 前条の決算書類は、監事の監査を受け、総会の承認を得た後に、事業報告書と共に主務官庁に報告する。

(改 廃)

第31条 本規定を改廃する場合は、総会の承認を得て行うものとする。

附則 この規定は、平成5年1月1日から適用する。